

児童相談所一時保護所職員の専門性について

About the Expertise of Temporary Shelters Staff for Children in Child Guidance Centers

高橋 雅人

TAKAHASHI, Masato

キーワード：児童相談所一時保護所、支援の一貫性、専門性の強化、共有化

1 問題設定の背景

児童相談所一時保護所は、児童福祉法第12条の4「児童相談所には、必要に応じた児童を一時保護する施設を設けなければならない」にもとづき、児童相談所に設置され（通常、保護課、保護係などの名称で設置されている）、さまざまな問題を抱える児童が日々の生活を送っている。

近年の一時保護理由は、「虐待」件数が最も多い。平成25年度全国の児童相談所内一時保護件数は、21,281件であり、その内「虐待」件数は、実に47.5%に達する程の比重をしめている¹⁾。加えて、児童自身に発達障害、軽度の知的障害など社会生活適応上の支援課題を持つ者や、養育困難、非行、施設不調、外国籍の児童なども多数入所しているなど、いわゆる混合処遇も問題となっている。このように、さまざまな問題を抱えた児童が日々入所してくるなか、一時保護所職員には、短期間で児童の特性を見きわめなければならないという、高度な支援技術が要求されている^{註1)}。しかし実際の現場では、職員の経験年数により支援技術にばらつきが見られ、職員間の連携に支障が生じている。このような問題は、職員の持っている支援技術の共有化が不十分なために引き起こされてしまう。さらに、支援技術が有効に活用されていないことは、職員側の問題だけではなく、入所児童の支援に支障が生じることにもなる。

そこで本研究では、一時保護所職員の専門性について、筆者自身が実際に勤務した現場経験を再考するなかから職員が身につけるべき支援技術とは何か、筆者はそれを専門性と定義して考察していきたい。

2 一時保護所の専門性に関する先行研究

広義の社会福祉分野に関する専門性の研究は、大学や

養成校などでの講義に使用する教科書の類や論ずる研究者の専門分野により理論化されている。とくに社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家資格導入に伴い、その頃より援助技術演習や実習などで活躍できる職員像を養成する過程を通して、より専門技術を身につけた者こそ専門家であると言われるようになった。

児童相談所一時保護所に限定した専門性の研究は、実践にもとづく支援方法を現実的問題としてとらえたものがあるが、いずれも一時保護所の現状に警鐘を鳴らし「職員の専門性を獲得せよ」と、その重要性を訴えているにすぎず、具体的な方法論についての言及は数少ない。

津崎²⁾は、「一時保護所の職員も被虐待児の特性を理解し、行動観察が的確にできる客観性、科学性と、一方、子どもの愛着対象としての包容力のある態度の双方を身につける必要が生じる。加えて一時保護所は、あくまで短期の通所施設であるので、その役割を十分認識しながら対応することが大切となる」と、一時保護所の現状を述べ、職員の役割と課題を指摘している。

また、八巻、佐々³⁾は、「保育士は、日課の流れのなかで動いていくことに流されながら、一日が終わっていく。保育士はそれを見直して、子どもたちの言動を聞きとめ、意識化して子どもの心模様としての情報を収集しその意味を探っていくのである」と、保育士の視点からその役割を指摘している。実際に勤務したなかでの実践例にもとづく研究は、現実的問題をとらえた視点である。両論ともに、専門性を問うには参考となる視点で指摘されている。

さらに安部⁴⁾は、「職員の専門性向上についての取り組みとして、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設^{註2)}などの児童福祉施設における実践に学ぶ姿勢が重要である。これは、被虐待児、非行児などさまざまな背景や問題、そして、乳幼児から高校生まで広範囲の年齢に及ぶ児童をひとまとめにして保護する混合処遇に対応する職員には、専門性の高い援助技術を身につけることが求められるからだ」と指摘している。

こども教育宝仙大学 非常勤講師

職員の専門性の研究は、一時保護所の支援に関する混合処遇や保護日数の長期化など、さまざまな課題の解決を導くことにもなる。そのためには、職員の支援技術や実践データを収集し、あらゆる切り口で理論化する研究が不可欠となってくる。このように一時保護所の職員は、「対人援助の専門家」であることが、常に求められていることが先行研究からも理解できる。一時保護所職員の専門性とは、一時保護された児童に対応できる対人援助技術を身につけていることである。そこで、このような専門性を獲得するには、どのような条件が必要なのかを考察していきたい。

3 経験則から生み出した支援技術

筆者が現場にて疑問に思ったことは、経験豊富な職員が支援技術を所有したまま、その真価を発揮できていないことであった。筆者自身も新人職員時代や転勤した1年目には、日常的に先輩職員からの経験豊富な支援技術を間近で見聞き、その後の貴重な支援技術とすることができた。このような、実践的な経験による支援技術を体得することは、何よりも専門家として必要な支援技術の養成になる。しかし、現在の一時保護所では、人事異動などにより職員が定着せず、個別援助技術や集団援助技術などの支援技術が共有化され続けていない。

和田⁵⁾は、「子どもへの効果的な関わりについて、経験は非常に重要な因子の一つである。エキスパートの経験による判断は、科学的なアセスメントよりも精度が高い研究もある」と指摘している。このように、経験による支援技術を有効活用することは非常に意義深いことである。

しかし足立⁶⁾は、「歴史的に社会福祉事業を支えていた専門知識や支援技術の多くは、伝統的、職人的な専門知識・支援技術といわれ、見よう見まねで知識や技術を盗み、まさに、会得型の専門性といえる」と指摘している^{註3)}。このように、経験による支援技術が専門性を高めるために有効な手段として認識されていたのは、いまだ社会福祉分野が確立されていない頃であった。

そこで、経験則に頼る支援技術が、一時保護所職員の専門性を高めるうえで必要となりうるかを明確にしたい。そのためには、社会福祉分野の伝統的・職人的支援技術とはなにか、そして、一時保護所の経験豊富な職員に内在している支援技術が引き起こしている問題点について言及したい。

(1) 伝統的・職人的支援技術とは

社会福祉分野の専門技術は、経験によってその内容が深まり、専門技術家 (technical experts) と呼ばれるよ

うになっていく⁷⁾。確かに経験を積み視野が広がることは、職員の気持ちに余裕が生まれ、士気を高めることが筆者の経験によって理解できた。

日頃より、経験豊富な職員は、「子どもは問題を抱えていてあたりまえ」と口にする。これは数多の児童との日常生活から生み出した先達の言葉である。すなわち、「子どもの失敗を、子どもの責任にするな。子どもの失敗を責め立てるうちは、一人前の職員ではない」ということである。しかし、経験の浅い職員は、目前で起きている児童の問題行動に対応することで精一杯であり、その言葉の真意など皆目見当がつかない。

村田⁸⁾は、「経験と勘に頼る名人芸は、他者に伝えることが困難であり、その行為が意味付けも言語化もされていない。自己の行為が意味付けされ、言語化されてはじめて専門職としての技術となる」と指摘している。このことは、経験豊富な職員が、言葉にできるまでに至った過程を言語化し、継承する努力をしなければ高度な支援技術とはならないということである。

また足立⁹⁾は、「社会福祉の援助の専門性が、医学や心理臨床、教育などの他分野に比して、その評価が低く見られがちであり、とくに理論化、概念化における質と程度についての評価が十分確定し得ない印象がぬぐいきれていない。また、そのこと以上に、その援助の専門性に関する評価の曖昧さを生み出している理由として、現実的に公開されていない秘儀の要素が影響していることが一因である」と指摘している。

以前、筆者が児童自立支援施設 (当時教護院) にて勤務をはじめた頃は、その入所児童の大半が非行児童であった。当時の上司は、非行児童と接する注意点について次のような助言をくれた。

「情報をもらすな 物をあげるな 媚を売るな」

経験の浅い職員は、この3点を厳守しなければ、非行児童と対等に渡り合えないというものだった。この助言だけを受け取れば、ある種上司の独断と偏見による主観的視点のかたまりであり、まさに秘儀の要素が影響している、伝統的・職人的な支援技術というとらえ方をされかねない。しかしこの助言は、児童自立支援施設 (旧教護院) で行われてきた、個別援助技術や集団援助技術などの知見が、要保護児童の支援の中に取り入れられ、伝統的な価値観として形成されてきたものであった。上司の助言は、非行児童との日々の生活の積み重ねから生まれたものであり、それは児童の変化を見逃さないという磨かれた観察眼を体得したなかから生じた、まさに専門家としての経験による支援技術だと筆者は思う。

(2) 一時保護所の経験則による支援技術の問題点

児童相談所一時保護所は、他の児童福祉施設とは異な

り、長期間という時間的余裕の中で児童の成長を見守ることはできない。職員は、数日から2か月の間に一時保護された児童の行動観察を完成させなければならず、その専門性を発揮するには高度な支援技術が要求される。現状の一時保護所の問題点の一つに、職員の人事異動を要因とした支援技術のばらつきがある。

さまざまな問題を抱えた児童と対峙したときに要求されることは、豊富な支援技術を所有している者、いわゆる、専門知識と支援技術をより多く所持していることである。しかし実際の現場では、経験により体得した豊富な支援技術が共有されていない問題が起きている。このことは、故意に支援技術を共有していないわけではない。経験豊富な職員の支援技術を共有する方法が、具体的に確立されていないのである。そこで、支援技術が共有されていないことが、実際の現場にどのような問題を引き起こしているのかを見ていきたい。

「職員が日々変わることは、疲れます」

これは、児童が発した言葉であり、職員の支援方法が共有されていないから、支援に一貫性が成立していないという警鐘である。このような支援のなかで生活を送る児童の窮屈さは、想像以上であることが上記の本音とも取れる言葉から理解できる。児童の生活に支障が起きているということは、一時保護所職員が「対人援助の専門家」として、その役割を十分に発揮できていないということである。

以下の表1は、東京都A児童相談所一時保護所男性職員の人数構成である。各年齢を前半(0~5)、後半(6~9)の幅とし、年度末在籍数に応じてみた。各年度により人数1の増減があるのは、女性職員を含めた人数の合計を職員定数としたためである。また、年度途中で職員の退職及びその補充という、人事上の関係による数字となっているため、各年度の合計数に若干の差異が見られる。

表1

A児童相談所一時保護所男性職員の年齢構成 〔年度末在籍数 (人)〕				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
20歳代前半	0	0	0	0
20歳代後半	0	0	2	2
30歳代前半	0	0	0	0
30歳代後半	0	0	0	0
40歳代前半	0	0	0	0
40歳代後半	4	5	3	12
50歳代前半	1	2	2	5
50歳代後半	2	1	0	3
計	7	8	7	

表1から読み取れる最大の課題は、年齢層の偏りが著しいことである。40歳代後半から50歳代後半の分布が圧倒的数字であるのは、施設職員としての経験が豊富であることをあらわしている。しかし、経験豊富な職員が多いということは、現場での判断を経験で処理することに走る職員が多いということでもある。その結果、本来ならば職員が児童の特性に見合う支援を共有し実践しなければならないのに、実際は、児童が職員の支援に合わせた生活を送るといふ、支援の偏りという悪循環が生じている。

経験豊富な職員の支援技術が共有されることは、児童への支援に一貫性が保てることにもなる。

そのため次章において、一時保護所職員が「対人援助の専門家」として強化しなければならない条件を探っていきたい。

4 専門性を高める条件

(1) 客観的視点の強化

客観的とは、一般論でいえば、第三者によってとらえられた現実のありようを意味している¹⁰⁾。また、早坂¹¹⁾は、「客観的という言葉には、多数の人に共有される「一般的」という意味と、「対象のすがたを、よりあるがままにとらえる」という意味がある。後者の意味の客観的認識は、しばしば比較訓練された少数の人にしか開かれな、小数知という性格をおびる。後者が可能になるためには、並外れた感性あるいは直感の鋭さか、厳しい訓練のどちらかが必要となる」と指摘している。^(*) 筆者加筆)

それでは、厳しい訓練による成果とは、いかなるものかを早坂¹²⁾の例により見ていきたい。

医師が患者にレントゲン写真の説明をしている。シャウカステン上のフィルムの一部を指しながら、「ホラ、ここに黒いものが見えるでしょう」という医師の説明に、患者は頷きはするものの、実はほとんど何も見えはしない。そう言われればそうかな、という程度のモヤモヤが見えるだけである。もし何十人何百人もの人がこのシーンを眼にしたとしても、医学には素人の患者たちには、ベテラン医師にはっきり見える像もほとんど見えなに違いない。

人びとは普通、主観的認識と客観的認識とは、正反対の相容れないものであり、前者は好ましくないが、後者は好ましいと漠然と信じている。主観的認識が好ましくないのは、それが私的個人的にとどまっており、公共的ではないからだとされる。医師のレントゲン読影の正確さは、年月を経り、経験を重ねるにつれて、より正確に、より客観的になっていくのである。

早坂の言葉を借りるならば、一時保護所職員の専門性は、客観的視点の強化により確立される。医師が厳しい訓練において、体得した技術により患者を救えるように、一時保護所職員も対人援助の専門家として、より洗練された支援技術を駆使し児童に安心安全な生活を提供すべきである。

(2) 専門家としての人間性の強化

早坂¹³⁾は、「人間の問題に関しては、誰もが自分こそ専門家だと思っている。また、現代の人びとは専門家に對してたいへん弱いところがある。専門家の言うことには、何でもそのとおりに耳を傾けてしまう」と指摘している。このことを児童福祉に携わる職員に置き換えれば、各職員一人ひとりが、人間性を問われていることを念頭に支援を展開しなければならない。さらに、その人間性を基盤として、職員の主体性を確立していくのである。支援技術をいかに多く所有していても、その道具(tool)を使用する人間が扱い方を誤れば、努力と経験により手にした支援技術の真価は発揮できない。

専門家として人間性を強化することは、児童から信頼される職員像を確立するということである。そこで、信頼される職員とはどういうことをさすのかを児童の言葉から導き出していきたい。

「A職員は、〇〇を許してくれました、なぜB職員は許してくれないのですか」

この問いかけは、職員の支援に対して児童は不平等を感じているということだ。これでは、信頼される職員とはならない。一時保護所の職員は、〇〇を許したA職員の理由を瞬時に判断し、全員が同じスタンスで、許容範囲の理由を説明できなければならない。平等な支援は、虐待やいじめなどの不当な扱いを受けてきた児童にとっては、大人への不信感を払拭する最も大切な条件である。児童にとっての平等感とは、安心して一時保護所生活を送れる最低限の保障でもある。

さらに、児童の思いを受容し共感できることも信頼される職員の姿である。

一時保護された児童は、虐待などにより大人に不信感を抱いているが、特定の職員を選び甘えたり悩みを打ち明けることがある。とくに退所後の生活の場を選ぶときには気持ちが不安定になり、一度施設入所に納得したが、その後「家に帰りたい」と決心した思いを覆すことがある。

児童C「D先生にしか話せないんです」と、D職員の出勤時を待って思いを打ち明けようとする。児童C「施設には行きたくない。母親ともう一度話せないのか」と、再度児童福祉司に伝えられないかとD職員に思いを打ち明ける。

このケースのC君は、「母親にもう一度話し施設入所はしたくない」と児童福祉司に伝えられなかったことを、D職員ならば「なんとかしてくれるだろう」と頼ってきたのだ。特定の職員として児童に悩みを打ち明けられることは、児童の思いを受容し、共感することができる支援技術を体得した職員ということになる。

不安な思いで生活を送っている児童にとっては、大人として信頼できる職員が寄り添っていることが、何よりも安心できる条件なのである。

(3) 外部機関との交渉力の強化

一時保護所には、重要な支援の一つとして外部機関との連携業務がある。外部機関には、入所児童の学校や警察などがある。一時保護所では、入所児童の通学、修学旅行などの行事参加や試験など外出に関しては制限があり、その打ち合わせのために学校と連絡を取ることがある。本論における外部機関とは、身柄付通告^{註4)}が頻繁にあることから主に警察をさす。

外部機関との交渉力を強化するということは、児童に不利益のない支援を提供するために、各々の組織の都合で物事をすすめてはならないということである。

以下のやりとりは、一時保護所に身柄付通告で入所することとなった児童との対話の一部である。

職員「警察官に一時保護所のことをどんなふうに聞いた？」

児童「一時保護所から学校に通える」

職員「それは無理だね。通学は高校生だけだよ」

児童「警察官は良いつて言ったのに、逃げてやる」

一時保護所には、非行傾向の進んだ児童も入所してくる。盛り場で補導された児童が、夜間に身柄付通告で警察官に連れられ保護されてくる。児童のなかには、警察官の姿が消えた途端に制止を振り切り逃亡する者もいる。多少知恵のはたらく児童は、逃亡後に再度保護されれば帰宅が遅れることを理解していて、仲間よりそのような情報を入手している者もいる。

児童は、いち早く一時保護所から自宅への引き取りを現実にするために、警察官と一時保護所職員の話す内容が食い違っていると主張する場合もある。もちろん、すべての警察官がその場逃れのため児童に有利な回答をするわけではないが、年間数ケースは「話が違う」となり、「学校に通えるから」「携帯電話も使えるよ」という理由と引き替えに一時保護を承諾したという児童もいる。

このように、大人側が組織によって異なる主張を児童に伝えてしまうことで、児童の不信は頂点に達し、安心安全な生活の場である一時保護所の機能が果たせなくな

ってしまう。児童には、警察も児童相談所も「組織が違うから」という大人側の理屈の押し付けは通用しないのである。

筆者も、夜間に緊急保護児童を身柄付通告で受けたが、事前の打ち合わせの電話で警察から告げられた児童情報と、実際に受けた時点での違いに苦慮したことがある。その経験を2年3年と重ねるうちに、事前に確認しておかなければならない事項（捌く技術）を把握できるようになった。

児童への支援は、一時保護所の入所が決まった時点から始まっており、外部の機関にも、その援助方針などを周知していくことで支援の一貫性を確立することができる。

対人援助の専門家であるためには、他外部機関からその技術を体得することも重要である。「技術を盗む」ことは、児童福祉分野に限ったことではない。他機関の専門技術家に目を向け、その体得した情報を組織や児童に還元することもできる。今後、施設内完結型の支援ではなく、外部を意識した積極的な支援を展開し、専門性の強化に励まなければならない。

5 開かれた専門性へ

(1) 支援技術の共有化とは

児童相談所一時保護所には、悲惨な虐待などの事件が発生するたびに、多くの児童が悲しみを背負い入所してくる。一時保護所の職員は、そのような児童と対峙し、経験により蓄積された支援技術を発揮しながら児童のケアにあたっていかなければならない。

佐藤¹⁴⁾は、「対人援助職にあるものが、その専門性と呼ばれるためには、ある特殊な才能がある人ができるだけではなく、それを対人援助職にとって、共通なものにしていく必要がある」と指摘している。それは、支援技術の共有化ということであろう。

また足立¹⁵⁾は、「社会福祉における援助の知識と技術を、改めて臨床的視点からとらえるならば、援助の担い手である職員は、その知識と技術を必要とする人びとに対して、現実的公開性をもつことへの責任と自覚が求められる。また、ケースワークにおける問題解決の過程には、なによりも過程を重視する。すなわち過程とは、生き生きとした力、つまり生き生きとした力とは、ケースワーカーとクライアント、およびその両者が含まれる人と状況の生活空間である」と指摘している。筆者は、この場合の過程について「職員の経験により蓄積した支援技術」と想定した。

足立の視点は、医療や看護を根底として理論を展開し、その臨床的視点を社会福祉分野に活用できる具体的理論

を展開している。また、社会福祉学部の大学において、社会福祉援助技術の授業を長年持っていた実践経験から生み出した理論は、児童相談所一時保護所の専門性を問うには十分に活用できる理論であり、その理論を発展させることも十分可能である。

職員の専門性を高めるためには、職員の支援技術を共有化し、そして体系を確立することが不可欠になってくる。また、支援技術の言語化を試みることも、今後の専門性の追求には必要となるであろう。

(2) 一時保護所に必要な開かれた専門性とは

改めて、一時保護所の専門性を問うと、「対人援助の専門家」としての役割が、十分に果たせていないと言わざるを得ない。そこで、前段にて言及した、支援技術の共有化について、二点を提起し、その対応方法を論じていきたい。

① 引継ぎ及びケース会議の有効活用

引き継ぎは、児童の変化を伝え、支援方法を検討する重要な職務であるが、日々同時刻に同様の方法にて行うことでマンネリが生じてしまう。そのため、独創性の追求は不可欠である。

阿部¹⁶⁾は、引継ぎの方法について、「フロア全体に落ち着きがなく、喧嘩が多いなどマイナス面が目立つ時期は、引継ぎの内容がネガティブになってしまう。子どもの良い面の引継ぎを受けた職員は、心理職などにも伝え、子どもを間接的に褒める習慣をつける。間接的に褒められることは、直接褒められた時よりも嬉しそうにする児童もいる」と、現場の視点で論じている。（一部筆者修正）

これは、児童を褒めることに重点を置いた事例である。児童を褒めることが大切な支援方法であるのは、職員の経験年数に関係なく実践できることである。加えて、他職種にまでその範囲を拡げ、その効果を引継ぎにおいて周知することは、職員の情報共有を徹底させる効果があり、支援の一貫性を確立することも期待できる。

また、ケース会議は、児童の支援方針を確立するために充実させたい。一時保護所は変則勤務のため、担当職員の休務日に児童の変化を観察できないことがある。そのため、入所後一週間の早期でのケース会議を実施し、その後も定期的に看護師や心理職、学習担当などによる意見聴取の機会を設けるべきである。

② 支援情報の可視化（育成記録の例）

育成記録は、入所児童の日々の成長を記録するものであり、各一時保護所にて必須とされている。大森¹⁷⁾は、「育成記録には、児童の日々の変化だけを記録するのではなく、実際に目の前で起きたことと、対応した職員が思ったこと、感じたことを明確に区別することが不可欠である。そして、児童と職員の互いのやりとりがはっきり

わかるように、児童とそれに対する職員の言動の区別を明確にする必要もある。その結果、その場になかった職員も生活の様子がとてもよく理解することができる」と、現場の視点で論じている。(一部筆者修正)

支援情報の可視化は、一人の児童を一時保護所の職員全員で支援するという自覚と責任が生まれることにもなる。変則勤務の一時保護所では、職員の考え方一つで児童への支援が狂ってしまう。支援情報の可視化によって情報の共有が確立されれば、一貫性の確保も可能になってくるであろう。

以上二点の提起は、児童養護施設の中堅職員の実践にもとづくものである。当然、このような実践は、すでに取り組んでいる一時保護所もある。今後は交流研修などにより、他職種、異業種の英知を活用するだけでなく、むしろ、一時保護所の職員が対人援助の専門家であると、その支援技術を活用されてこそ、開かれた専門性を証明したことになる。

6 今後の課題

児童相談所一時保護所は、他児童福祉施設と比しても知名度はけっして高いとは言えない。しかし、その重要度は子どもたちの砦としての役目を考えただけでも、重要な社会的養護の場であることは確かである。一時保護所職員は、そのような社会状況の最前線で子どもを守り、さらに、日々生活を送るなかで、子どもらしさを取り戻す重責を担っている。そのためには、支援技術の進化と追究は欠かすことができず、常に問題意識をもってこそ、より専門性の高い支援が発揮できるのである。

本研究において考察した、一時保護所職員の専門性についてまとめる。

まず、一時保護所職員の専門性は「対人援助の専門家」と定義し、その強化のためには、客観的視点、専門家としての人間性、外部との交渉力の3点を提唱した。さらに、開かれた一時保護所を目指すべきだとし、今後は、一時保護所職員の有する支援技術を共有化することが重要であるとした。しかし、あくまでも現場を経験した一職員の試論であり、現時点では、支援技術を共有化することへの言語化の具体的方法や、実現するための計画までの立論とはなっていない。今後は、それらの立論を立証すべく、幾つかのクリアしなければならない問題を整理する必要がある。

第一に、守秘義務の問題である。支援技術を言語化する場合には、必ず児童の特性およびプライバシーなどが付随する。そのため、安易に公開することができない。倫理基準などの守るべき事項は厳守し、公開の範囲を明確にする作業も必要となってくる。第二の問題は、共有

化した支援技術を、定期的に確認する研修の機会を設けることである。研修により期待できるのは、他の一時保護所の有効な支援技術を体得できること、そして意見交換からは、新たな課題を認識できるなど職員、組織両方の発展が期待できる。しかし、研修への参加は、日々の児童支援に追われ参加できる機会が得られないなど、組織単位で参加体制を検討しなければ解決できない問題である。

最後になるが、一時保護所では、被虐待児童と非行児童が同じ空間にいる混合処遇により、職員の支援技術が、事故防止のためだけになっているなど、資質の向上にはつながるような活用とはなっていない。そこで筆者は、一時保護所全体のプログラムの再検討が必要であると考ええる。プログラムの再検討は、職員の経験による支援技術を持ち寄ることにより、成し遂げることが可能となってくるであろう。それらの問題の解決は、今後の課題としていきたい。

引用及び参考文献、論文

- 1) 厚生労働省「児童相談所関係資料」5 www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai/0000104393.pdf (2017年7月7日)
- 2) 津崎哲郎 (2007)「一時保護所の現状」小児科臨床 Vol. 60 No. 4 PP. 760(208)-765(213)
- 3) 八巻みゆき 佐々加代子 (2010)「児童相談所一時保護所における保育士の役割」白梅学園大学 短期大学 教育・福祉研究センター研究年報 No. 15 P. 89
- 4) 安部計彦 (2009)『一時保護所の子どもと支援』明石書店 P. 65
- 5) 和田一郎 (2016)『児童相談所一時保護所の子どもと支援』明石書店 P. 258
- 6) 足立叡 (1996)『臨床社会福祉学の基礎研究』学文社 PP. 99-105
- 7) 早坂泰次郎 (1990)『生きがいの人間関係学』同文書院 PP. 110-124
- 8) 村田久行 (2010)『援助者の援助 支持的スーパービジョンの理論と実際』川島書店 PP. 11-12
- 9) 6)前掲 PP. 105-106
- 10) 稲沢公一 岩崎晋也 (2008)『社会福祉をつかむ』有斐閣 P. 30
- 11) 早坂泰次郎 (1986)『現象学を学ぶ』川島書店 P35
- 12) 11)前掲 PP. 33-40
- 13) 7)前掲 P. 139
- 14) 佐藤俊一 (2001)『対人援助グループからの発見』中央法規 PP. 108-109
- 15) 6)前掲 PP. 105-111
- 16) 阿部真澄 (2012)「ほめる取り組みを通して見えてきたチーム支援の重要性—職員が孤立しないために」『子どもと福祉』明石書店 VOL. 5 PP. 16-17

17) 大森信也 (2012)「施設の小規模化と人材育成の両立」前掲 14) PP. 12-13

註1) 『児童相談所運営指針』にある一時保護の目的は、①緊急保護②行動観察③短期入所指導である。とくに、②の行動観察は、児童の特性を見きわめるために重要な業務である。児童相談所は、一時保護所職員の支援記録をもとに援助方針を定めることになる。

2) 平成29年4月1日より名称が「児童心理治療施設」となる(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」)。本論では、参考文献をそのまま引用したため、情緒障害児短期治療施設とした。

3) 平井光治 (2002)『だるまの目、教護の心』三学出版 PP. 44-46

「故渡邊英信先生に最初に教わったのは、無断外出した子どもを警察に引き取りに行った時のことだ。その子は私が経験が浅いことを見抜き、「家に寄ってから帰る」と言い出した。私はこれを受け入れるか否かを迷い、先生に助言を求めた。先生は、「家に立ち寄らず、すぐに学院(修徳学院)に連れ帰るように」と指示された。先生の言葉を子どもに告げると、子どもは諦め素直に頷いた。この時私は、「許されざる時は毅然たる姿勢を示すこと」の大切さを教えてもらった。普段は奥ゆかしく静かだったが、奥には頭脳明晰、豊かな感性の士の姿勢があった」。平井は、渡邊を「士」という表現を使っていることに、伝統的・職人的専門性を感じとれた。まさに会得型の専門性といえる。

4) 安部計彦 (2009)前掲書 P.104

身柄付通告は、警察が迷子など帰すべき保護者がいない場合や、被虐待児や非行児など保護者の元に返すべきではないと判断した場合に、子どもの身柄をつけて(子ども自身と一緒に)児童相談所に通告することである。